

中小機構CEO商談会活用マニュアル【ベトナム国 販路開拓 編】



① ベトナムは、裾野産業の育成に注力している。

裾野産業		需要の産業							
項目	製品、サービス	繊維	二輪車	家電製品	家電(AV)	金属加工、型、純造型、組立	オフィスの設備	四輪車(バス、トラック)	四輪車(乗用車)
部品生産 (ハイテク使用)	溶接							*	*
	プラスチック各種加工				*			*	*
	ゴム							*	*
	鍛造、圧力鍛造							*	*
	ガラス							*	*
設備	電気部品		*	*				*	*
	電子部品				*	*		*	*
原材料	型				*	*		*	*
	ペンキ				*	*		*	*
処理技術	プラスチックの粒			*	*	*		*	*
	熱処理				*	*		*	*
	表面の処理		*					*	*

【ベトナムにおける裾野産業の特徴】

- ① 市場規模はまだ小さく、また部品供給のためのTier1、Tier2クラスの企業がない。
- ② 基礎的材料(鉄、鉄鋼、プラスチックの原料、ハイテクゴム、基本化学物質、電子部品、綿、糸、皮革等)のものづくりが不足している。
- ③ ベトナム裾野産業部品の生産技術(鍛造、鑄造、型作り)レベルや生産管理能力が低い。

ベトナム裾野産業では、外資企業でさえ材料や部品の現地調達に苦しんでいる。

＜各産業の現地調達率＞

- ・自動車産業(9席車両)・・・7～10%
- ・繊維産業、衣類産業・・・51%
- ・履物産業・・・20～25%

- ① 国は、本プログラムに参加するベトナム企業1,000社を支援し、130社を完成品の製造・組立のダイレクトサプライヤーとする。
- ② 国は、コンポーネンツ・スペア部品・素材のテスト製造における技術移転等を採用する研究開発を支援する。1,000社の調査を支援し、500社を採用する
- ③ 国は、裾野産業に関する情報WEBサイトの設置及び運用を政府予算で実施する。

出所:Truong Thi Chi Binh氏著
(ベトナムの裾野産業及び投資国の日本に対する期待)

【ベトナム政府の対応策】

～2025年には国内製造業の需要の65%充足を目指す～
(フック首相決定68/QD-TTg号2017年1月18日公布)
目標国内調達率 ～2020年度・・・45%
～2025年度・・・65%

② ベトナムへ輸出する際、

小物・サンプルならここからスタートできます！

【WEB+国際宅配便+カード決済】

即日見積もり(Email)

カード決済

国際宅配便で7日以内でお届け

INVOICE

輸出者

輸入者

輸出条件	輸入者と同じ
具体的な商品名・型式等	
運賃、運送保険、梱包費	
銀行名・支店名・口座番号・住所など	

輸出者サイン



配送エリアやサービス条件、お客様のご意向などにより、ご賢察ください。

国際宅配便【一例】

<http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>

<http://www.dhl.co.jp/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。
EMSの場合：**サイズ・重量制限**は、長さ：1.5Mまで、長さ+胴回り＝3mまで。**最大重量**は30kg迄です。
ベトナム全域で、価格の目安は5kgで6,300円、10kgで10,500円、30kgで26,500円。日数の目安は6～7日です。

決済代行【一例】

<http://www.paypal.jp>

<http://www.j-payment.co.jp/>

<http://www.cardservice.co.jp/>

<http://www.veritrans.co.jp/>

海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建ての**クレジット**カード決済の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円迄です。

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

輸出にトライ、まずその前の確認事項

(なお契約関係の知識は、下記③ お役にたつWEBサイト【貿易実務の知識】をご一読ください)

1)主な輸入禁止品目

- ・武器関連 (武器/弾薬/軍事技術設備など)
 - ・中古消費財 (家電製品/医療器具/衣服/車など)
 - ・有毒化学品
 - ・中古機械・装置
- 中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する通達23/2015/TT-BKHON(以下、通達23号)が2016年7月1日から施行された。中古機械などの輸入に際して、理由の添付などが必要となる。通達23号の運用は、科学技術省側の裁量で判断される余地が多分に残されており、制度が安定化するまでにはしばらく時間を要することが予想される。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/07/694897b626046953.html>

機械用途	使用期間
農業生産用、郵便事業用	3年以内
アルコール・ノンアルコール飲料用	
地質、鉱物分野	
造船、同修理用	7年以内
会場での石油・ガスコンビナート建設用	
交通インフラ建設用	
印刷産業用	
沖合漁船用船舶エンジン	10年以内
印刷産業用中綴じ製本用	
オフセット・グラビア・フレキソ印刷用	15年以内
上記以外	5年以内

(通達20/2014/TT-BKHON号)

2)主な輸入管理品目

- ・文化製品(書籍やCD/DVD)、化粧品、パソコン、携帯電話など
 - ・一般消費財、医薬品など
- 輸出入管理品目の所轄官庁は商工省の直接管轄ですが、品目によっては関連する所轄官庁と協議され、別途各品目の詳細規定は各省によりガイドラインや通達によって定められます。

出所:http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/vn/trade_02/pdfs/vietnam_import_regulation.pdf

4)ベトナムの輸入関税と付加価値税

- ・標準関税率:最恵国税率(MFN)より50%高く設定されている。
 - ・優遇関税率:最恵国待遇をとっている通商国からの輸入物品に適用
 - ・特別優遇関税率: ATIGA(アセアン域内共通効果特惠関税) AJCEP(日本・ASEAN包括的経済連携協定)
 - ・その他:個別の税率
- 【輸入関税引下げ対象】
☆電子部品および付属品(HSコード) 7011、8504、8518、8522、8529、8532、8533、8540、2009、3304、3307、3922、8517、8708
- 【輸入関税引上げ対象】
☆自動車および自動車部品(HSコード) 8702、8703
乗客輸送用の新車の税率:70%→83%に引き上げ
車両部品:3～5%に引き上げ

この他、付加価値税(VAT)=(CIF + Duty) x 基本10%

3)ベトナムの知的財産権

- 【商標】
出願日から10年間の保護。無限に更新できる。ただし法的保護は登録日からのみ開始される。
- 【特許】
特許は出願日から20年間。存続期間の延長は理由の如何にかかわらず認められない。審査請求期限は出願公開日から42か月以内。実用新案は36か月以内。参考文献:INPIT特許研究 No.47
<http://www.inpit.go.jp/content/100030616.pdf>

【関税率引き下げスケジュール】

ベトナム財政省は2014年12月30日、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)をはじめとする5協定の2015～2018年の輸入関税率の引き下げスケジュールを公表した。
当地日系企業が特に高い関心を示しているのが、ATIGAとASEAN中国自由貿易地域(ACFTA)。ATIGAは2018年までに全品目の97%、ACFTAは90.3%の関税が撤廃される。
【2015年に関税が撤廃された具体的な品目】
動植物油、プラスチック、プラスチック原料、インテリア、木工製品、設備機械、パソコン、電子部品、衣料織布、縫製付属品、縫製品、靴製品に使用される皮革、一部鉄鋼製品。
さらに2018年には588品目が0%となり、全体の90.3%が自由化される。2018年に撤廃される588品目は2015～2017年は同じ税率となる。出所(通商弘報 54bc711581268)

HSコードとは、「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」のこと。税関で輸入申告書に記載する関税額は、関税率に基づいて計算されます。どの品目番号に該当するか、が輸入通関の時点でよく問題になりますので、カタログや契約書、注文書などを用意しておくことをお勧めします。

③ お役に立つWEBサイト

- 【輸出申請が必要な貨物の申請方法】
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply01.html>
- 【知的財産権】
www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html
- 【通関業者をお探しの方へ】
<http://tsukanogyo.or.jp/se/arch/>

【貿易実務の知識】

【中小企業海外PL保険制度】

<http://www.jcci.or.jp/hoken/plkaigai.html>

【経済連携協定EPAの知識】

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/virtual/index.html>

動画で見ると特定原産地証明書申請手続き

www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-dougai/index.html

(注):当商談会マニュアルは2016年6月現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。